

## 債権者集会（平成27年12月24日）のご報告

都筑区山口医院被害弁護団

山口了三氏（山口医院院長）及び漢山株式会社の破産手続きについて、平成27年12月24日、東京地方裁判所で債権者集会が開催されましたので、以下のとおり概略をご報告いたします。

### 1 裁判所からのお知らせ

次回の債権者集会は、平成28年4月18日（月）午後2時から、

場所は、東京地方裁判所民事第20部（家裁・簡裁・地裁合同庁舎の建物）5階債権者集会場1です。

### 2 管財人からの報告

#### (1) 前回集会から今回集会までの管財業務

- ・回収中の債権残額を債権回収業者に売却した。

#### (2) 医師賠償責任保険について

- ・医師賠償責任保険について、管財人は保険会社に対し、保険金の請求を行わないこととした。本件が「医療行為に当たらない」から保険契約の対象外、とは考えないが、時間や費用をかけて回収することは全債権者の利益にならないと考えたため。

#### (3) 財産目録・収支の報告

共通 患者債権者 2,679 件 519,164,258 円（認める額）

漢山 一般債権者 1 件 34,764,012 円（認める額） 管財人報酬（予定） 26,960,000 円

財団収支差引 141,646,555 円

山口 一般債権者 17 件 65,337,199 円（認める額） 管財人報酬（予定） 23,870,000 円

財団収支差引 96,127,355 円

#### (4) 免責不許可事由

- ・免責不許可事由なしとの意見書を裁判所に提出した。

#### (5) 今後の手続の進行について

- ・次回の債権者集会までに配当を終了させる予定。
- ・年明けに配当の許可申請を行い、許可が出たら官報に公告する。
- ・各債権者へは、1 月末ころまでに振込口座を指定してもらうための書面を送付し、指定口座への送金後は配当額確定の通知を送付する予定。指定が間に合わないときは供託する。
- ・配当に当たって手数料の支払いを求めるとはならないので振込詐欺には注意してください。

以上